

令和4年度目黒区特別職報酬等審議会（第1回）次第

令和4年10月31日(月) 午後1時～

総合庁舎4階 特別会議室

○ 委嘱式

- 1 開会
- 2 委嘱状伝達
- 3 区長あいさつ
- 4 審議会の進め方について
- 5 委員のご紹介
- 6 区側出席職員の紹介
- 7 会長互選
- 8 会長ごあいさつ

○ 審議会

- 1 開会宣言
- 2 会長職務代理者の指定
- 3 会長職務代理者ごあいさつ
- 4 諮問

=区長・副区長退席=

- 5 傍聴・資料等の取扱い（説明）
（傍聴者あれば入場）
- 6 資料の内容説明
- 7 審議（質疑応答）
- 8 今後の進め方
- 9 閉会

終 了

【今後の予定】

第2回 審議会 11月 7日(月) 午前10時～

第3回 審議会 11月21日(月) 午後 1時～

目黒区総合庁舎4階 特別会議室にて開催

目黒区特別職報酬等審議会委員名簿

令和4年10月20日現在

選出団体名	委員 職・氏名	備 考
目黒区立中学校PTA連合会	会長 いいた まなぶ 飯田 学	
目黒区町会連合会	副会長 いまい たかし 今井 孝志	
目黒区納税貯蓄組合連合会	会長 おかだ ひろみ 岡田 浩美	
目黒法人会	理事 女性部会長 おがわ かつよ 小川 加津代	
目黒女性団体連絡会	代表 こおり れいこ 郡 玲子	
連合目黒地区協議会	事務局長 しょうじま たけひこ 荘島 猛彦	
目黒区民生児童委員協議会	会長 まつざき ひろこ 松崎 ひろ子	
目黒区住区住民会議連絡協議会	会長 まつもと たけし 松本 猛	
目黒区法曹会	会長 よしおか けいすけ 吉岡 桂輔	
目黒区商店街連合会	副会長 よだ えつこ 依田 悦子	

(氏名50音順・敬称略)



目総総第3045号
令和4年10月31日

目黒区特別職報酬等審議会会長 宛て

目 黒 区 長

区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額
等について

区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額並びに
期末手当の額について、目黒区特別職報酬等審議会条例第2条第1項の規定に
基づき、諮問します。

以 上

特別職報酬等審議会資料1

- | | | |
|---|----------------------------|---|
| 1 | 令和4年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要 | 1 |
| 2 | これまでの当審議会における審議の方向等について | 5 |
| 3 | 令和3年度目黒区特別職報酬等審議会の答申概要について | 6 |

令和4年10月

令和4年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和4年10月11日(火)
特別区人事委員会

〔本年のポイント〕

月例給、特別給ともに引上げ

- 1 月例給
公民較差896円(0.24%)を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引上げ
 - 2 特別給(期末手当・勤勉手当)
年間の支給月数を0.1月引上げ(現行4.45月→4.55月)、勤勉手当に割振り
- ◎ 職員の平均年間給与は、約5万4千円の増

職員の給与に関する報告・勧告

I 職員と民間従業員との給与の比較

1 職員給与等実態調査の内容(令和4年4月)

職員数	民間従業員と比較した職員		
	職員数	平均給与月額	平均年齢
56,612人	31,330人	378,512円	38.9歳

2 民間給与実態調査の内容(令和4年4月)

区分	内容
調査対象規模	企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所
事業所数	特別区内の1,111民間事業所を調査(調査完了692事業所)

3 公民比較の結果

○月例給

民間従業員	職員	差
379,408円	378,512円	896円(0.24%)

(注) 民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない

○特別給

民間支給割合	職員支給月数	差
4.56月分	4.45月	0.11月

4 本年の公民較差算出

本年の勧告に関しては、差額支給者を公民比較から除外して公民較差を算出する、一時的、特例的な措置を執り公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差896円(0.24%)を解消するため、月例給を引き上げることとし、給料表を改定することが適当であると判断した。差額支給者を除外しない場合の公民較差は△1,007円である。

5 差額支給

給料表の切替の際に特段の措置によって生じた差額支給者については、着実な解消を図るべきものである。しかし、差額支給者の人数は昨年4月1日時点の1,443人に対し、本年4月1日時点で1,147人、減少数は296人、任用面により差額支給が解消されたのは昇任者の38人で約13%に過ぎず、解消に向けての十分な措置が講じられたとは言えない状況である。任命権者においては、引き続き、差額支給の着実な解消に向けて、より一層の積極的な取組を講じられたい。

II 改定の内容

1 給料表

(1) 行政職給料表（一）

- ・ 初任給について、国や民間企業における初任給の動向等を踏まえて引上げ

	現行給料月額	改定後給料月額	改定額
I 類	183,700円	188,200円	4,500円
III 類	147,100円	152,100円	5,000円

- ・ 初任給の引上げを踏まえ、若年層の職員にも一定の改善が及ぶよう改定

(2) その他の給料表等

- ・ その他の給料表は、行政職給料表（一）との均衡を考慮した改定
- ・ 再任用職員は、本年の給料表改定が若年層を対象としたものであることから改定なし

2 特別給（期末手当・勤勉手当）

- ・ 民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.1月引上げ
- ・ 支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、勤勉手当に割振り
- ・ 3月期末手当を廃止し、6月・12月期が均等になるよう配分（令和5年度から）

○管理職員以外の職員の支給月数

		令和4年勧告前	令和4年勧告後	令和5年度以降
期末手当	6月期	1.05 月	1.05 月	1.2 月
	12月期	1.1 月	1.1 月	1.2 月
	3月期	0.25 月	0.25 月	-
	計	2.4 月	2.4 月	2.4 月
勤勉手当	6月期	1.025 月	1.025 月	1.075 月
	12月期	1.025 月	1.125 月	1.075 月
	計	2.05 月	2.15 月	2.15 月
支給月数計		4.45 月	4.55 月	4.55 月

3 実施時期

- ・ 月例給：令和4年4月1日 特別給：条例の公布の日

(参考1) 公民較差解消による配分

給料	諸手当	はね返り	計
747円	0円	149円	896円

(参考2) 公民較差に基づく給与改定による平均年間給与の増加額（公民比較対象職員）

改定前	改定後	差
約6,286千円	約6,340千円	約54千円

人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見

1 人事・給与制度

(1) 人材の確保

(特別区の魅力と役割)

- ・ 先進都市として進化し続ける東京の中核である特別区では、幅広い行政サービスを提供するとともに、地域と協働し、先進的でダイナミックな取組を展開
- ・ 魅力ある未来を創り出す力を持つ有為な人材の確保が必須

(人材確保をめぐる状況と採用制度の見直し)

- ・ 本年度の特別区職員採用試験・選考の申込者数は、大幅に減少。特別区が受験

者の就職先として選択されるよう、不断に研究を積み重ね、採用制度を見直し

- ・ 技術関係職種は、多様で豊かな知識、技術、経験を持つ人材を確保するため、試験実施方法・内容をよりチャレンジしやすいものに変更
- ・ デジタル技術やデータを活用した区民の利便性の向上に対応できる人材の確保が急務。令和5年度秋の実施に向けて新たな採用試験・選考制度を検討
- ・ 就職氷河期世代を対象とする採用試験の継続に向けた準備。障害者を対象とする採用選考の年齢制限撤廃に係る制度の見直し

(採用PR等の戦略的な展開)

- ・ 特別区ならではの魅力を伝えるべく、対面及びオンライン双方の利点を活かし、PR活動を更に強化
- ・ 各区においては、独自のPRとともに、積極的なインターンシップの受入れ等の対応を検討することが必要

(2) 人材の育成

(人事評価制度の適切な運用)

- ・ 人事評価制度は、地方公務員法に基づく、人事管理の基礎。制度の公平性や納得性を高め、任用・給与の面で更なる活用が必要
- ・ 一部の区で管理職員への本人開示や評価者研修が未実施。本人開示制度の整備とともに、評価者研修を早急に実施することが必要。昇任選考では、複数年度の評価結果を活用することで、選考の精度をより高めることが必要

(若年層職員の組織的かつ計画的な人材育成)

- ・ 将来にわたり質の高い区民サービスを提供していくためには、次代を担う若年層職員の昇任意欲を醸成するとともに、計画的な人材育成を行うことが重要
- ・ 研修等のOff-JTとOJTの連動による相乗効果や、自己啓発等の更なる支援について進めていくことが必要。OJTにおいては管理監督職の役割も重要であり、職員の気づきを促し、モチベーションを向上させる指導が有用。他団体等への派遣研修等も有効な手段

(管理監督職を担う者の人材育成)

- ・ 多様な課題に的確に対応し、持続可能な区政運営の実現には、管理監督職による職員の人材育成や組織マネジメントが重要であり、計画的育成が必要
- ・ 管理職選考種別Ⅰ類は、令和5年度からの役職定年制の導入を受け、より積極的な活用が必要。女性職員が管理職選考を受けやすい環境整備や、昇任意欲の醸成に向けて一層の取組が必要
- ・ 種別Ⅱ類は、任命権者において、公平性及び公正性が担保された選考を実施し、的確な人材の確保がなされるよう留意

(3) 高齢層職員の能力及び経験の活用

- ・ 高齢層職員が知識・経験を活かして活躍するとともに、その知識・経験を次代の職員に継承できるようにすることで、若年層を含めた全ての職員がその能力を存分に発揮できる環境を整えることが重要
- ・ 国の検討状況等を注視し、高齢層職員の任用や給与といった処遇の在り方について、研究を継続

2 勤務環境の整備等

(1) 長時間労働の是正及び年次有給休暇等の取得促進

- ・ より良い区民サービスを実現するためには、職員が心身ともに健康で、ワーク・ライフ・バランスを実現し、やりがいや充実感をもって働ける職場づくりが不可欠。長時間の超過勤務が恒常的に発生している部署については、より一層、縮減に向けた不断の取組を進めることが必要
- ・ 長時間労働の是正に向けて、ICTを活用した業務の効率化等とともに、臨時

的な職員の応援、職員配置の見直し等、様々な対策を講じる必要がある

- ・ 教育現場の多忙化解消が喫緊の課題。意識改革とともに、業務負担の軽減や長時間勤務の是正に向けて、実効性を伴う対策が必要

(2) 多様で柔軟な働き方

- ・ テレワークの推進にあっては、より円滑にテレワークを実施するための環境整備を行うことで、希望する誰もが、端末一つで、どこでも仕事ができる環境となるような仕組みづくりが肝要。テレワークの活用拡大と同時にICT活用による業務プロセス改善を図り区民サービスの向上に寄与
- ・ 引き続き国の検討状況等を注視し、フレックスタイム制等の多様で柔軟な働き方に関する諸制度の導入や必要な規定の整備について、任命権者と連携を取りながら検討

(3) 仕事と生活の両立支援

(男性職員の育児休業の取得促進)

- ・ 男性職員の育児休業の取得率は年々上昇し、国が掲げる30%の目標値を特別区全体としては達成している一方で、未達成の区がある。また、育児休業の取得期間は、女性職員の取得者より短期間
- ・ 男性職員の育児休業取得の更なる向上を目指し、意識啓発等の取組により、希望する職員誰もが育児休業を取得しやすい職場風土を醸成していくことが必要
- ・ 個々の職員のライフプランに合わせ、希望する期間・時期・回数を取得できるよう、育休代替等の弾力的な人員配置を行うなど、安心して育児休業を取得できる環境整備が必要

(不妊治療のための休暇の導入)

- ・ 職員へ不妊治療のための休暇制度を周知し、理解促進に努めるとともに、プライバシーの保護に十分配慮しながら、安心して不妊治療のための休暇を取得しやすい職場風土の醸成が必要

(4) メンタルヘルス対策の推進

- ・ 多くの職員が、新型コロナウイルス感染症への対応に従事する中、メンタルヘルスへの影響を懸念
- ・ ストレスチェックの判定結果をセルフケアに活用するとともに、管理職は、組織のストレス傾向を踏まえて職場環境の改善を図ることで、メンタルヘルス不調を未然に防止
- ・ メンタルヘルス不調の兆候がみられる職員には、管理職から積極的に声掛けを行うなど、早期発見及び早期対応することが重要

(5) ハラスメントの防止対策

- ・ 各職員が研修を通じてハラスメントについて正しく理解し、自らの普段の言動を見返すなど、意識の向上に努めるほか、組織全体で問題意識を共有し、ハラスメント発生の兆候があった際には、組織の問題として迅速に対応することが重要
- ・ パワー・ハラスメント防止には、管理職の役割が極めて重要。職層研修を活用するなどして、対応能力の向上が必要

3 区民からの信頼の確保

- ・ 職員による不祥事の発生は、区政に対する信頼を損なうばかりか、有為な人材の確保を阻害して、区民サービスの提供に影響。従来の不祥事防止策に加えて、公益通報制度が有効に活用される取組の強化が必要
- ・ 職員の意識啓発に取り組み、高い倫理意識や使命感の醸成を図るとともにコンプライアンス意識の高い健全な組織風土の維持に向けて不断の努力を重ね、もって、区民からの信頼を確保

■ これまでの当審議会における審議の方向等について ■

1 審議の方向について

当審議会は、特別区人事委員会から各区の区長及び議長に対し行われた「職員の給与に関する報告及び勧告」などの資料を参考とし、区長等特別職の職責の重要性とともに、区の財政状況、一般職の給与の状況、区政を取り巻く社会経済状況及び他区の特別職報酬等の状況を総合的に勘案し、区民の代表者としての立場から、慎重に審議を行うこととしている。

2 区長等の給料に対する基本的な考え方について

特別職の職責の重要性については、平成18年2月7日目黒区特別職報酬等審議会答申において、「行政機関の最高責任者及びその補佐役として、区民の複雑・多様化する要望に応えるため、社会経済状況等を見極めた高度な見識と判断が要求され、その職責は極めて重要なものとなっている。また、議員は、区民の代表者として議会を通じ区政運営に大きく関わる一方、多岐にわたる区民要望への対応など、豊かな経験と広範な知識が求められ、その職責も極めて重要なものとなっている。以上のことから、特別職の報酬等の額は、その職務と責任の度合いに相応した適正な額とする必要があると考えられる。」としている。

これを踏まえ、報酬等の考え方について、「区議会議員の報酬及び区長等の給料については、職責の重要性を踏まえつつ、一般職の給与の状況との均衡、物価や生計費その他区政を取り巻く社会経済状況、他区の状況等を総合的に考慮する必要がある。」としている。

3 地域手当について

区長等常勤の特別職に支給される地域手当は、条例上職員の例により支給されており、平成21年11月25日目黒区特別職報酬等審議会答申において、「区長、副区長の地域手当は、〈中略〉今後も従来どおり職員に準じることが妥当である。」としている。

4 期末手当の支給率について

区長等常勤の特別職に支給される期末手当は、条例上職員の例により支給されており、平成17年度までは同率であったが、一般職員については勤勉手当の割合を増加し期末手当を縮小することとされたため、「特別職の期末手当の支給率については、一般職の職員の例とは切り離し、独立した支給率を設定することが妥当であると判断する。」(平成18年2月7日目黒区特別職報酬等審議会答申)とし、平成18年度以後、現行の取扱いとされている。

以 上

令和3年度目黒区特別職報酬等審議会答申（概要）について

1 審議結果

議員並びに区長、副区長及び教育長の特別給の支給月数は、一般職員の年間給与改定額との均衡を確保する観点等から、令和3年の特別区人事委員会勧告に基づく一般職員の期末・勤勉手当の引き下げ月数に準拠して、年間0.15月分引き下げ、議員にあっては3.35月に、区長等特別職にあっては3.40月に引き下げることが適当である。

2 改定内容

改定後の議員並びに区長、副区長及び教育長の期末手当の支給月数を、次の月数に改めることが妥当である。

期末手当	年間支給月数	議員	3.35月
		区長等	3.40月

3 実施の時期

施行時期については、これまでどおり条例改正直後の月初めの日からとすることが適当である。

特別職報酬等審議会 資料2 (参考資料)

- 23区の特別職給与年額及び議員報酬年額等一覧 1
- 23区の特別職給料月額及び議員報酬月額等一覧 2
- 平成19年度以後の地域手当の取扱いと給料月額改定の経過 3
- 給料等の改定経過 4
- 23区特別職等の期末手当支給月数 5
- 令和4年度目黒区一般会計歳入・歳出予算 6
- 令和3年度～令和5年度の収支(見通し) 7

令和4年10月

23区の特任職給与年額及び議員報酬年額等一覧

(令和4年6月1日現在世田谷区調べ)

	区名	区長		副区長		教育長		常勤代表監査委員		常勤監査委員		議長		副議長		委員長		副委員長		議員	
		年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位
1	千代田	22,517,860	3	17,982,770	2	15,916,590	7	0	10	0	18	16,196,750	5	14,165,590	1	11,906,800	1	11,363,990	1	10,821,180	1
2	中央	21,890,869	9	17,554,537	9	15,671,656	12	0	10	0	18	15,879,750	10	13,472,175	13	11,184,125	15	10,825,550	15	10,432,825	13
3	港	21,878,745	10	17,594,048	7	16,347,336	2	0	10	13078219	4	15,804,526	13	13,661,302	7	11,377,998	9	10,903,477	9	10,693,357	5
4	新宿	21,150,401	19	16,960,399	18	14,446,398	22	13,007,223	3	12,642,875	8	15,216,495	20	12,980,205	22	10,695,300	22	10,209,150	22	9,933,665	22
5	文京	20,745,088	22	16,788,096	21	15,342,080	16	0	10	0	18	15,111,069	22	12,951,874	23	10,627,728	23	10,184,013	23	9,821,123	23
6	台東	21,987,078	7	17,674,749	6	15,160,835	17	0	10	0	18	15,958,435	9	13,700,985	6	11,356,710	11	10,870,490	12	10,488,460	12
7	墨田	21,618,657	13	17,451,666	12	16,113,641	3	0	10	12,003,993	15	15,668,906	16	13,455,008	14	11,138,138	17	10,743,412	17	10,417,334	15
8	江東	22,300,064	5	17,809,212	5	15,592,698	13	0	10	12,277,563	9	15,991,668	8	13,776,372	5	11,612,997	3	11,059,173	5	10,557,270	9
9	品川	21,681,660	12	17,421,404	13	15,158,143	18	0	10	12,875,863	5	15,674,850	15	13,386,800	16	11,081,675	19	10,654,800	19	10,279,150	19
10	目黒	21,254,030	18	17,003,224	17	14,867,748	20	12,651,688	5	12,248,768	11	15,205,465	21	13,300,567	18	11,041,662	20	10,535,937	21	10,047,070	21
11	大田	22,276,068	6	17,877,952	4	15,995,251	6	12,060,095	9	12,060,095	13	16,384,496	1	13,821,331	4	11,607,449	4	11,134,683	2	10,801,278	2
12	世田谷	21,687,715	11	16,693,819	22	15,764,434	11	13,635,110	2	13,222,050	3	16,095,618	6	13,628,052	8	11,523,414	6	10,969,470	7	10,674,265	6
13	渋谷	21,486,229	16	17,560,656	8	15,766,108	10	0	10	0	18	16,247,896	3	13,555,509	11	11,376,882	10	10,969,051	8	10,788,970	3
14	中野	21,358,098	17	17,144,584	15	15,028,372	19	0	10	13,225,838	2	15,690,623	14	13,294,128	19	11,391,701	8	10,876,534	10	10,356,092	17
15	杉並	22,396,142	4	17,947,088	3	15,381,499	15	13,834,086	1	13,455,787	1	14,839,616	23	13,428,465	15	11,153,982	16	10,689,377	18	10,327,055	18
16	豊島	20,132,544	23	17,113,075	16	16,069,646	4	0	10	12,736,705	6	15,489,731	18	13,569,862	10	11,200,106	14	10,832,175	14	10,499,118	11
17	北	21,908,118	8	17,545,975	11	16,069,646	4	12,125,764	8	12,125,764	12	15,834,001	11	13,591,108	9	11,300,202	13	10,837,220	13	10,545,712	10
18	荒川	22,649,688	2	18,171,272	1	16,447,280	1	0	10	0	18	16,322,600	2	13,955,200	2	11,605,600	5	11,107,200	3	10,715,600	4
19	板橋	21,586,565	14	17,307,290	14	15,880,865	8	12,647,635	6	12,267,255	10	15,538,250	17	13,352,650	17	11,013,375	21	10,586,500	20	10,245,000	20
20	練馬	21,099,430	20	16,872,128	19	15,833,843	9	0	10	11,643,622	17	15,340,325	19	13,233,137	21	11,395,670	7	10,873,087	11	10,367,362	16
21	足立	20,986,004	21	16,824,986	20	14,508,121	21	0	10	12,020,070	14	16,238,460	4	13,913,760	3	11,640,720	2	11,106,900	4	10,590,300	8
22	葛飾	21,518,164	15	17,548,236	10	15,476,968	14	12,676,922	4	12,676,922	7	15,807,960	12	13,276,620	20	11,330,760	12	10,986,360	6	10,641,960	7
23	江戸川	22,677,820	1	16,366,013	23	13,815,223	23	12,288,474	7	11,729,907	16	16,046,460	7	13,545,495	12	11,094,885	18	10,759,185	16	10,423,485	14
	平均	21,686,393		17,357,095		15,506,712		12,769,666		13,268,206		15,764,520		13,522,443		11,289,473		10,829,467		10,455,114	

23区の特別職給料月額及び議員報酬月額等一覧

(令和4年6月1日現在世田谷区調べ)

	区名	区長		副区長		教育長		常勤代表 監査委員		常勤監査委員		議長		副議長		委員長		副委員長		議員	
		給料月額	順位	給料月額	順位	給料月額	順位	給料月額	順位	給料月額	順位	報酬月額	順位	報酬月額	順位	報酬月額	順位	報酬月額	順位	報酬月額	順位
1	千代田	1,286,000	1	1,027,000	1	909,000	3	0	10	0	18	925,000	7	809,000	1	680,000	1	649,000	1	618,000	2
2	中央	1,151,000	9	923,000	8	824,000	12	0	10	0	18	930,000	4	789,000	7	655,000	11	634,000	7	611,000	11
3	港	1,249,500	2	1,004,800	3	933,600	1	0	10	746,900	2	902,600	19	780,200	18	649,800	15	622,700	17	610,700	12
4	新宿	1,161,000	6	931,000	5	793,000	17	714,000	1	694,000	3	939,000	3	801,000	4	660,000	7	630,000	11	613,000	8
5	文京	1,246,700	3	1,008,900	2	922,000	2	0	10	0	18	916,100	15	785,200	10	644,300	21	617,400	22	595,400	22
6	台東	1,137,000	14	914,000	13	784,000	18	0	10	0	18	919,000	11	789,000	7	654,000	13	626,000	12	604,000	15
7	墨田	1,131,000	16	913,000	14	843,000	6	0	10	628,000	12	913,000	16	784,000	13	649,000	16	626,000	12	607,000	14
8	江東	1,157,000	7	924,000	7	809,000	14	0	10	637,000	9	924,000	8	796,000	5	671,000	4	639,000	5	610,000	13
9	品川	1,140,000	12	916,000	11	797,000	16	0	10	677,000	4	918,000	12	784,000	13	649,000	16	624,000	15	602,000	17
10	目黒	1,055,000	21	844,000	21	738,000	23	628,000	8	608,000	17	902,000	20	789,000	7	655,000	11	625,000	14	596,000	20
11	大田	1,154,800	8	926,800	6	829,200	11	625,200	9	625,200	14	928,800	5	783,500	16	658,000	9	631,200	10	612,300	9
12	世田谷	1,050,100	22	808,300	23	763,300	20	660,200	5	640,200	8	926,900	6	784,800	12	663,600	5	631,700	9	614,700	7
13	渋谷	1,111,100	19	908,100	17	815,300	13	0	10	0	18	920,300	10	767,800	22	644,400	20	621,300	18	611,100	10
14	中野	1,242,400	4	997,300	4	874,200	4	0	10	799,700	1	892,400	21	756,100	23	647,900	18	618,600	21	589,000	23
15	杉並	1,113,000	18	891,900	18	764,400	19	687,500	2	668,700	5	856,000	23	774,600	20	643,400	22	616,600	23	595,700	21
16	豊島	974,800	23	828,600	22	841,400	7	0	10	616,700	16	888,300	22	778,200	19	642,300	23	621,200	19	602,100	16
17	北	1,147,100	10	918,700	9	841,400	7	634,900	7	634,900	10	923,400	9	792,600	6	659,000	8	632,000	8	615,000	4
18	荒川	1,143,000	11	917,000	10	830,000	10	0	10	0	18	917,000	14	784,000	13	652,000	14	624,000	15	602,000	17
19	板橋	1,135,000	15	910,000	15	835,000	9	665,000	3	645,000	7	910,000	17	782,000	17	645,000	19	620,000	20	600,000	19
20	練馬	1,138,000	13	910,000	15	854,000	5	0	10	628,000	12	910,000	17	785,000	11	676,000	2	645,000	2	615,000	4
21	足立	1,078,800	20	864,900	20	745,800	21	0	10	617,900	15	943,000	2	808,000	2	676,000	2	645,000	2	615,000	4
22	葛飾	1,122,000	17	915,000	12	807,000	15	661,000	4	661,000	6	918,000	12	771,000	21	658,000	9	638,000	6	618,000	2
23	江戸川	1,218,000	5	879,000	19	742,000	22	660,000	6	630,000	11	956,000	1	807,000	3	661,000	6	641,000	4	621,000	1
	平均	1,145,317		916,578		821,548		847,971		697,388		916,470		786,130		656,248		629,509		607,739	

平成19年度以後の地域手当の取扱いと給料月額改定の経過

区長

(単位=円)

H19.1	H20.1	H21.1	H21.12	H22.12	H23.10	H27.4	H28.1	H29.1	H30.1	R2.1~現在
地域手当 13% 146,380	地域手当 14.5% 161,095	地域手当 16% 175,520	地域手当 17% 184,450	地域手当 18% 192,960	地域手当 18% 192,960	地域手当 18% 192,960	地域手当 20% 211,600	地域手当 20% 212,000	地域手当 20% 212,200	地域手当 20% 211,200
給料 1,126,000	給料 1,111,000	給料 1,097,000	給料 1,085,000	給料 1,072,000	給料 964,800	給料 1,072,000	給料 1,058,000	給料 1,060,000	給料 1,061,000	給料 1,055,000
公民較差は正▲0.73%	公民較差は正なし	公民較差は正なし	公民較差は正▲0.27%	公民較差は正▲0.30%	給料10%特例減額 (23-26累積較差▲0.33%)	特例減額終了 (本則)	公民較差は正0.35%	公民較差は正0.15%	公民較差は正0.13%	公民較差は正▲0.58%
1,272,380 ▲0.69%	1,272,095	1,272,520	1,269,450 ▲0.24%	1,264,960,0.35%	1,157,760	1,264,960	1,269,600 +0.37%	1,272,000 +0.19%	1,273,200 +0.09%	1,266,200 -0.55%

※給与月額=給料月額+地域手当

議員

H19.1	H20.1	H21.1	H21.12	H22.12	H24.4	H27.4(継続)	H28.4(本則)	H29.1	H30.1	R2.1~現在
議員報酬 600,000	議員報酬 600,000	議員報酬 600,000	議員報酬 598,000	議員報酬 598,000	議員報酬 586,000	議員報酬 586,000	議員報酬 598,000	議員報酬 598,000	議員報酬 599,000	議員報酬 596,000
公民較差は正▲0.73%	公民較差は正なし	公民較差は正なし	公民較差は正▲0.27%	報酬据置き	報酬2%特例減額	報酬2%特例減額	特例減額終了 (本則)	(本則継続)	公民較差は正0.13%	公民較差は正▲0.58%

※議員には、地域手当は支給されない。

給料等の改定経過

		H21.12~H22.11		H22.12~H23.9		H23.10~H27.3(特例)		H27.4~H27.12		H28.1~H29.12		H29.1~H29.12		H30.1~R1.12		R2.1~現在(本則)	
		月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比
区 長	給料月額	1,085,000	98.9	1,072,000	98.8	964,800	90.0	1,072,000	111.1	1,058,000	98.7	1,060,000	100.2	1,061,000	100.1	1,055,000	99.4
	地域手当	184,450	105.1	192,960	104.6	192,960	100.0	192,960	100.0	211,600	109.7	212,000	100.2	212,200	100.1	211,000	99.4
	合計給与	1,269,450	99.8	1,264,960	99.6	1,157,760	91.5	1,264,960	109.3	1,269,600	100.4	1,272,000	100.2	1,273,200	100.1	1,266,000	99.4
	前額差額	△ 3,070		△ 4,490		△ 107,200		107,200		4,640		2,400		1,200		△ 7,200	
副 区 長	給料月額	868,000	99.0	858,000	98.8	772,200	90.0	858,000	111.1	846,000	98.6	848,000	100.2	849,000	100.1	844,000	99.4
	地域手当	147,560	105.2	154,440	104.7	154,440	100.0	154,440	100.0	169,200	109.6	169,600	100.2	169,800	100.1	168,800	99.4
	合計給与	1,015,560	99.8	1,012,440	99.7	926,640	91.5	1,012,440	109.3	1,015,200	100.3	1,017,600	100.2	1,018,800	100.1	1,012,800	99.4
	前額差額	△ 1,760		△ 3,120		△ 85,800		85,800		2,760		2,400		1,200		△ 6,000	
教 育 長	給料月額	759,000	98.8	751,000	98.9	675,900	90.0	751,000	111.1	740,000	98.5	742,000	100.3	743,000	100.1	738,000	99.3
	地域手当	129,030	105.0	135,180	104.8	135,180	100.0	135,180	100.0	148,000	109.5	148,400	100.3	148,600	100.1	147,600	99.3
	合計給与	888,030	99.7	886,180	99.8	811,080	91.5	886,180	109.3	888,000	100.2	890,400	100.3	891,600	100.1	885,600	99.3
	前額差額	△ 2,850		△ 1,850		△ 75,100		75,100		1,820		2,400		1,200		△ 6,000	

地域手当率

H21.12=17.0%

H22.12=18.0%

H28.1=20.0%

		H21.12~H22.11		H22.12~H24.3		H24.4~H27.3(特例)		H27.4~H28.3(特例)		H28.1~H29.12		H29.1~H29.12		H30.1~R1.12		R2.1~現在(本則)	
		月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比
議 長	議員報酬	906,000	99.7	同額	100.0	874,000	96.5	同額	100.0	906,000	103.7	同額	100.0	907,000	100.1	902,000	99.4
	(前額差額)	(△3,000)		—		(△32,000)		—		(32,000)		—		(1,000)		(△5,000)	
副 議 長	議員報酬	793,000	99.7	同額	100.0	752,000	94.8	同額	100.0	793,000	105.5	同額	100.0	794,000	100.1	789,000	99.4
	(前額差額)	(△2,000)		—		(△41,000)		—		(41,000)		—		(1,000)		(△5,000)	
委 員 長	議員報酬	658,000	99.7	同額	100.0	636,000	96.7	同額	100.0	658,000	103.5	同額	100.0	659,000	100.2	655,000	99.4
	(前額差額)	(△2,000)		—		(△22,000)		—		(22,000)		—		(1,000)		(△4,000)	
副委員長	議員報酬	628,000	99.7	同額	100.0	613,000	97.6	同額	100.0	628,000	102.4	同額	100.0	629,000	100.2	625,000	99.4
	(前額差額)	(△2,000)		—		(△15,000)		—		(15,000)		—		(1,000)		(△4,000)	
議 員	議員報酬	598,000	99.7	同額	100.0	586,000	98.0	同額	100.0	598,000	102.0	同額	100.0	599,000	100.2	596,000	99.5
	(前額差額)	(△2,000)		—		(△12,000)		—		(12,000)		—		(1,000)		(△3,000)	

23区特別職等の期末手当支給月数

(令和4年6月1日現在世田谷区調べ)

	区分	区長		副区長		教育長		議員等		備考
		支給月数	順位	支給月数	順位	支給月数	順位	支給月数	順位	
1	千代田	3.80	3	3.80	3	3.80	3	3.80	5	
2	中央	3.50	15	3.50	15	3.50	15	3.50	16	
3	港	3.80	3	3.80	3	3.80	3	3.80	5	
4	新宿	2.90	23	2.90	23	2.90	23	2.90	23	
5	文京	3.20	19	3.20	19	3.20	19	3.10	22	
6	台東	3.70	5	3.70	5	3.70	5	3.70	8	
7	墨田	3.56	13	3.56	13	3.56	12	3.56	14	
8	江東	3.66	10	3.66	10	3.66	9	3.66	11	
9	品川	3.50	15	3.50	15	3.50	15	3.50	16	
10	目黒	3.40	18	3.40	18	3.40	18	3.35	19	
11	大田	3.67	9	3.67	9	3.67	8	3.89	3	
12	世田谷	3.70	5	3.70	5	3.70	5	3.70	8	
13	渋谷	3.70	5	3.70	5	3.70	5	3.90	2	
14	中野	3.58	12	3.58	12	3.58	11	3.85	4	
15	杉並	3.93	2	3.93	2	3.93	2	3.68	10	
16	豊島	3.70	5	3.70	5	3.55	13	3.75	7	
17	北	3.55	14	3.55	14	3.55	13	3.55	15	
18	荒川	4.00	1	4.00	1	4.00	1	4.00	1	
19	板橋	3.50	15	3.50	15	3.50	15	3.50	16	
20	練馬	3.20	19	3.20	19	3.20	19	3.35	19	
21	足立	2.99	22	2.99	22	2.99	22	3.60	12	
22	葛飾	3.60	11	3.60	11	3.60	10	3.60	12	
23	江戸川	3.15	21	3.15	21	3.15	21	3.30	21	
	平均	3.53		3.53		3.53		3.59		

【計算式】

区長・副区長・教育長[(給料月額+地域手当)×120/100+給料月額×25/100]×支給月数
 議員[報酬月額×145/100]×支給月数

令和4年度目黒区一般会計歳入・歳出予算

(1) 歳入 (款別)

款	R3年度当初 B	構成比
1 特別区税	44,848,922	41.8
2 地方譲与税	378,121	0.4
3 利子割交付金	130,800	0.1
4 配当割交付金	665,000	0.6
5 株式等譲渡所得割交付金	722,800	0.7
6 地方消費税交付金	6,540,358	6.1
7 環境性能割交付金	94,500	0.1
8 地方特例交付金	119,700	0.1
9 特別区交付金	13,500,000	12.6
10 交通安全対策特別交付金	24,900	0.0
11 分担金及び負担金	1,727,370	1.6
12 使用料及び手数料	2,293,531	2.1
13 国庫支出金	16,733,322	15.6
14 都支出金	10,396,869	9.7
15 財産収入	581,069	0.5
16 寄附金	7,013	0.0
17 繰入金	4,521,348	4.2
18 繰越金	2,000,000	1.9
19 諸収入	1,404,141	1.3
20 特別区債	645,000	0.6
計	107,334,764	100.0

R4年度当初 B	構成比	比較増減 (B-A)	増減率
45,898,618	39.8	1,049,696	2.3
384,121	0.3	6,000	1.6
117,300	0.1	△ 13,500	△ 10.3
803,500	0.7	138,500	20.8
915,100	0.8	192,300	26.6
6,302,600	5.5	△ 237,758	△ 3.6
97,200	0.1	2,700	2.9
112,200	0.1	△ 7,500	△ 6.3
16,400,000	14.2	2,900,000	21.5
25,400	0.0	500	2.0
1,679,919	1.5	△ 47,451	△ 2.7
2,280,205	2.0	△ 13,326	△ 0.6
19,386,965	16.8	2,653,643	15.9
11,395,536	9.9	998,667	9.6
152,830	0.1	△ 428,239	△ 73.7
7,014	0.0	1	0.0
4,286,528	3.7	△ 234,820	△ 5.2
2,000,000	1.7	0	0.0
1,676,912	1.5	272,771	19.4
1,326,000	1.2	681,000	105.6
115,247,948	100.0	7,913,184	7.4

(単位：千円 %)

R4年度補正 C	構成比	比較増減 (C-A)	増減率
45,898,618	35.1	1,049,696	2.3
384,121	0.3	6,000	1.6
117,300	0.1	△ 13,500	△ 10.3
803,500	0.6	138,500	20.8
915,100	0.7	192,300	26.6
6,302,600	4.8	△ 237,758	△ 3.6
97,200	0.1	2,700	2.9
93,031	0.1	△ 26,669	△ 22.3
16,400,000	12.6	2,900,000	21.5
25,400	0.0	500	2.0
1,679,919	1.3	△ 47,451	△ 2.7
2,392,766	1.8	99,235	4.3
25,793,585	19.8	9,060,263	54.1
13,386,841	10.3	2,989,972	28.8
153,509	0.1	△ 427,560	△ 73.6
20,430	0.0	13,417	191.3
4,404,436	3.4	△ 116,912	△ 2.6
8,708,951	6.7	6,708,951	335.4
1,683,703	1.3	279,562	19.9
1,326,000	1.0	681,000	105.6
130,587,010	100.0	23,252,246	21.7

(2) 歳出 (款別)

款	R3年度当初 B	構成比
1 議会費	705,387	0.7
2 総務費	9,174,425	8.5
3 区民生活費	10,489,653	9.8
4 健康福祉費	59,899,688	55.8
5 産業経済費	752,873	0.7
6 都市整備費	6,927,813	6.5
7 環境清掃費	5,109,378	4.8
8 教育費	10,659,151	9.9
9 公債費	2,202,131	2.1
10 諸支出金	1,014,265	0.9
11 予備費	400,000	0.4
計	107,334,764	100.0

R4年度当初 B	構成比	比較増減 (B-A)	増減率
664,776	0.6	△ 40,611	△ 5.8
8,920,924	7.7	△ 253,501	△ 2.8
11,604,394	10.1	1,114,741	10.6
61,882,151	53.7	1,982,463	3.3
906,861	0.8	153,988	20.5
9,772,113	8.5	2,844,300	41.1
5,259,665	4.6	150,287	2.9
10,926,721	9.5	267,570	2.5
3,892,947	3.4	1,690,816	76.8
1,017,396	0.9	3,131	0.3
400,000	0.3	0	0.0
115,247,948	100.0	7,913,184	7.4

(単位：千円 %)

R4年度補正 C	構成比	比較増減 (C-A)	増減率
665,959	0.5	△ 39,428	△ 5.6
9,806,241	7.5	631,816	6.9
14,144,543	10.8	3,654,890	34.8
67,265,309	51.5	7,365,621	12.3
1,781,740	1.4	1,028,867	136.7
9,741,501	7.5	2,813,688	40.6
5,281,251	4.0	171,873	3.4
12,936,067	9.9	2,276,916	21.4
3,892,527	3.0	1,690,396	76.8
4,371,872	3.3	3,357,607	331.0
700,000	0.5	300,000	75.0
130,587,010	100.0	23,252,246	21.7

*R4年度補正は補正3号後予算

*比較増減・増減率は対R3年度当初比

令和3年度～令和5年度の収支(見通し)

令和4年10月21日現在

(単位:億円)

			令和3年度 (決算)	令和4年度 (当初)		令和5年度 (R4.9予算編成事務処理方針)	
			金額	金額	増減額	金額	増減額
歳入	一般財源	特別区税	475.9	459.0	△ 16.9	487.0	28.0
		特別区交付金	182.6	164.0	△ 18.6	155.8	△ 8.2
		その他一般財源	184.6	119.3	△ 65.3	114.2	△ 5.1
	特定財源	特別区債	5.7	13.3	7.6	10.4	△ 2.9
		その他特定財源	471.4	396.9	△ 74.5	370.2	△ 26.7
	歳入合計		1,320.2	1,152.5	△ 167.7	1,137.6	△ 14.9
歳出	人件費		197.6	212.8	15.2	203.5	△ 9.3
	実施計画事業		30.2	75.7	45.5	83.2	7.5
	その他		1,004.3	864.0	△ 140.3	850.9	△ 13.1
	歳出合計		1,232.1	1,152.5	△ 79.6	1,137.6	△ 14.9
収支状況(歳入合計－歳出合計)			88.1	0		0	

(注1)各項目ごとに四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

令和5年度財政収支見通し (R4.9.5 令和5年度予算編成事務処理方針(抜粋))

区の歳入は、新型コロナウイルス感染症(以下「コロナ」という。)の拡大に伴う国の緊急事態宣言等が断続的に発出される中、景気の先行きを見通すことが難しい状況にあったが、令和3年度決算では、特別区交付金が、財源である法人住民税について企業収益の堅調な推移に伴う増などにより、歳入一般財源としては、前年度比42億円の増となった。

今後については、コロナ対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、景気を持ち直しが期待される一方で、コロナの収束を見通すことが困難であることやウクライナ情勢の長期化に伴う原油価格・原材料価格高騰状況、そして、円安の影響もあり、区の基幹財源である特別区税や特別区交付金など、歳入の大幅な増は見込めない。

歳出面では、子育て支援施策の拡充等に伴う経常的経費の増加が続いており、かつ、コロナや物価の高騰などの課題に引き続きしっかりと対応していく必要がある。また、限られた財源の中で新たな基本計画や実施計画に定める取組や、行財政運営基本方針に定めた7つの重要課題への対応、そして中長期的には、学校施設をはじめとした区有施設の更新など、区政の諸課題にも取り組む必要がある。

現時点の収支見通しでは、令和5年度当初予算編成に当たり、7億円の財政調整基金を取り崩さざるを得ない見込みとなっている。景気の変動の影響を受けやすい区の財政構造を踏まえると、今後の社会経済状況によっては、取り崩し額がさらに増加する可能性も否定できない。

以上のことから今後の財政収支は、決して楽観視できるものではない。

特別職報酬等審議会 資料3 (関係条例等)

- 目黒区特別職報酬等審議会条例 1
- 目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 3
- 目黒区長等の給料等に関する条例 7
- 目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例 9

令和4年10月

○目黒区特別職報酬等審議会条例（昭和39年7月目黒区条例第47号）

最終改正 平成27年3月10日 条例第14号

目黒区特別職報酬等審議会条例

（設置）

第1条 区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額（以下「報酬等の額」という。）について、区長の諮問に応じて審議するため、区長の附属機関として、目黒区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（意見の聴取等）

第2条 区長は、報酬等の額に関する条例を区議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

2 審議会は、前項の規定により意見を求められたときは、すみやかに会議を開き、答申しなければならない。

（組織）

第3条 審議会は、区の区域内の公共的団体等の代表者その他区民のうちから区長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長）

第5条 審議会に会長をおく。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

（招集）

第6条 審議会は、会長が招集する。

（定足数及び表決数）

第7条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則（平成27年3月10日条例第14号抄）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 5 改正法附則第2条第1項の場合においては、第4条の規定による改正後の目黒区特別職報酬等審議会条例第1条の規定は適用せず、第4条の規定による改正前の目黒区特別職報酬等審議会条例第1条の規定は、なおその効力を有する。

○目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

(昭和32年3月 目黒区条例第3号)

最終改正 令和3年12月7日 条例第31号

目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

東京都目黒区議会議員報酬および費用弁償条例（昭和31年4月東京都目黒区条例第4号）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定に基づき、目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(議員報酬の額)

第2条 議員報酬の額は、別表のとおりとする。

(議員報酬の減額)

第2条の2 議長、副議長、委員長及び副委員長（以下「議長等」という。）並びに議員が、1年を超えて連続して本会議及び委員会（以下「会議」という。）を欠席したときは、前条の規定にかかわらず、当該議長等及び議員の議員報酬を減額して支給する。

2 前項の規定により減額して支給する議員報酬の額は、別表に定める議員報酬月額から、その額に100分の20を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。

3 第1項の規定による議員報酬の減額は、最初に会議を欠席した日から1年を経過した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から会議への出席を再開した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで（第8条において「議員報酬減額期間」という。）とする。

(議員報酬の支給方法)

第3条 議員報酬は、議長等にあつてはその選挙され、又は選任された当月分から、議員にあつては就職した当月分から、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により、その職を離れた当月分までを支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して議員報酬を支給しない。

(月の中途に就職し、又は退職した場合の議員報酬の支給方法)

第4条 議長等（予算又は決算を審査するため設置された委員会の委員長及び副委員長を除く。以下この条において同じ。）及び議員が、月の中途において、その職に就いた場合又はその職を離れた場合（死亡によりその職を離れた場合を除く。）のその当月分の議員報酬は、前条本文の規定にかかわらず、その職のその月における在職日数に応じて支給する。この場合において、議長等が、その職を離れ、その日に再び議長等に就いた場合のその日は、その離れた職に対する議員報酬の額と新たに就いた職に対する議員報酬の額とが、同じであるときは新たな職に、差があるときはその額の多い方の職にあるものとする。

（議員報酬の支給期日）

第5条 議員報酬の支給期日は、職員の給与に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第14号）の適用を受ける職員の例による。

（費用弁償）

第6条 議員（議長等を含む。以下この条及び次条において同じ。）が招集に応じ、若しくは委員会に出席し、又は公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席し、又は公務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、日額旅費として、2,000円を支給する。

3 前項で定めるもののほか、議員が公務のため旅行したときに支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、目黒区副区長相当額とする。ただし、議長又は副議長が区議会を代表する場合は、目黒区長相当額とする。

4 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（平成12年3月目黒区条例第3号）の適用を受ける職員の例による。

（期末手当）

第7条 議員で、3月1日、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する者に、それぞれの期間につき、期末手当を支給する。基準日前1月以内で、退職し、失職し、又は死亡した議員（当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつ

ては、退職、失職又は死亡の日現在)において同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の155を乗じて得た額に、基準日以前3月以内(基準日が12月1日であるときは、6月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする

在職期間		割合
基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合	
3月	6月	100分の100
1月15日以上3月未満	3月以上6月未満	100分の60
1月15日未満	3月未満	100分の30

3 期末手当の支給方法は、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

(期末手当の減額)

第8条 議員報酬減額期間内に基準日がある場合の当該基準日に係る期末手当の額は、前条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による期末手当の額から、その額に100分の20を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を減じた額とする。

(適用除外)

第9条 議長等及び議員が次の各号のいずれかに掲げる事由により会議を欠席した期間は、第2条の2第1項に規定する会議の欠席に含まないものとする。

- (1) 出産
- (2) 公務上の災害
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者となったこと。

(4) その他議長がやむを得ないと認める事由

付 則

- 1 この条例は、昭和32年4月1日から施行する。
- 2 令和3年6月1日から令和5年4月30日までの間に議員（議長等を含む。以下同じ。）が招集に応じ、若しくは委員会に出席し、又は公務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により議員に支給する日額旅費は支給しない。

付 則（令和3年5月26日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年10月1日条例第25号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第2条の2及び第8条の規定は、議長、副議長、委員長、副委員長及び議員が、この条例の施行の日以後の本会議又は委員会（以下「会議」という。）を欠席し、1年を超えて連続して会議を欠席した場合の議員報酬及び期末手当の支給について適用する。

付 則（令和3年12月7日条例第31号）

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

職名	議員報酬月額
議長	902,000円
副議長	789,000円
委員長	655,000円
副委員長	625,000円
議員	596,000円

○目黒区長等の給料等に関する条例（昭和30年12月目黒区条例第8号）

最終改正 令和3年12月7日 条例第31号

目黒区長等の給料等に関する条例

東京都目黒区長助役及び収入役の給料諸手当及び旅費条例（昭和22年6月東京都目黒区条例第7号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、目黒区長及び副区長（以下「区長等」という。）の給料、旅費及びその他の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（給料の額）

第2条 区長等の給料の額は、別表1による。

（旅費）

第3条 区長等が公務により旅行するときは、順路により旅費を支給する。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、別表2による。

（その他の給与）

第4条 区長等に対しては、給料及び旅費のほか、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

（支給方法等）

第5条 給料の支給方法並びに地域手当及び通勤手当の額及び支給方法は、職員の給与に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第14号）の適用を受ける職員の例による。

2 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の120を乗じて得た額並びに給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額に、職員の給与に関する条例第26条第2項に規定する規則で定める支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法は、同条例の適用

を受ける職員の例による。

3 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（平成12年3月目黒区条例第3号）の適用を受ける職員の例による。

4 退職手当の額及び支給方法は、別に条例で定めるところによる。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和30年12月1日から適用する。

付 則（令和3年12月7日条例第31号）

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

（全部改正〔令和元年条例20号〕）

職名	給料月額
区長	1,055,000円
副区長	844,000円

別表2（第3条関係）

（一部改正〔平成19年条例1号〕）

職名	旅費の額
区長	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中、内閣総理大臣等の内その他の者の相当額
副区長	国家公務員等の旅費に関する法律中、指定職の職務にある者相当額

○目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例

(昭和31年9月 目黒区条例第24号)

最終改正 令和元年12月6日 条例第20号

目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第4項及び第5項の規定に基づき、目黒区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(給料の額)

第2条 教育長の給料の額は、月額738,000円とする。

(旅費)

第3条 教育長が職務のため旅行するときは、順路により旅費を支給する。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、目黒区副区長相当額とする。

(その他の給与)

第4条 教育長に対しては、給料及び旅費のほか、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

(支給方法等)

第5条 給料の支給方法並びに地域手当及び通勤手当の額及び支給方法は、職員の給与に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第14号）の適用を受ける職員の例による。

2 期末手当の額は、目黒区長等の給料等に関する条例（昭和30年12月目黒区条例第8号）第5条第2項の規定の例により、その支給方法は、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

3 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（平成12年3月目黒区条例第3号）の適用を受ける職員の例による。

4 退職手当の額及び支給方法は、別に条例で定めるところによる。

(勤務時間等)

第6条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、区職員について定められているものの例による。

付 則

1 この条例は、昭和31年10月1日から施行する。

2 東京都目黒区教育委員会教育長の給料および旅費に関する条例（昭和28年3月東京都目黒区条例第7号）は、廃止する。

付 則（令和元年12月6日条例第20号）

この条例は、令和2年1月1日から施行する。